

※重要※ 必ずお読みください

変更点及び注意事項

《R7.3.26 版》高松市個別予防接種（成人用肺炎球菌・带状疱疹）

1 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

令和7年度から带状疱疹ワクチンが定期接種化されます。

対象者、接種費用等の詳細は、別添の「高松市肺炎球菌・带状疱疹予防接種の実施について」を御覧ください。

2 成人用肺炎球菌予防接種の対象年齢について

令和6年度より経過措置の終了に伴い、成人用肺炎球菌予防接種の対象者は65歳の者となっております。令和6年度に対象者に届いた予診票は、66歳の誕生日の前日まで使用可能ですので、予診票の再発行は必要ありません。

また、令和7年度の自己負担金額（2,400円）の変更はありません。

3 成人用肺炎球菌予防接種の任意接種助成制度の終了について

成人用肺炎球菌予防接種の高松市独自の任意接種助成制度（対象者：66歳以上の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害により身体障害者手帳1級を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能障害で身体障害者手帳1級を有する者）につきましては、令和6年度をもちまして終了します。

令和7年度以降は、定期接種対象者以外の接種希望者は、すべて任意接種として御対応いただきますようお願いいたします。

4 予防接種の実施報告について

4～7月実施分については、実施月のみ実施報告書を提出いただければ結構ですが、**8月以降分につきましては、毎月実施報告書の提出をいただく必要があります。**実施が0件の場合でも、実施報告書の提出が必要となりますので、御注意ください。

ただし、0件の場合のみFAXによる提出も可能です。

5 令和6年度分の実施報告書・予診票の提出期限について

令和6年度接種分の最終提出日：令和7年4月10日（木）（必着）

※ 期限を過ぎた場合、費用の支払いができないことがありますので、御注意ください。